

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項及び同法施行規則第 18 条の 2 第 3 項に基づき、労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

| | 本社 | 福岡営業所 |
|---|----------|-------|
| ① 2025 年 6 月 1 日付派遣労働者の数 | 27 人 | 実績なし |
| ② 2024 年度派遣先事業所数（実数） | 16 件 | |
| ③ 2024 年度労働者派遣に関する料金の額の平均額 | 57,768 円 | |
| ④ 2024 年度派遣労働者の賃金の額の平均額 | 29,383 円 | |
| ⑤ マージン率 $(③-④) \div ③$ | 49.14% | |
| ⑥法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しているか否か：締結している 協定対象派遣労働者の範囲：全ての社員及び契約社員 協定の有効期間：2025 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 | | |
| ⑦教育訓練に関する事項 新卒入社時：導入教育（ビジネスマナー、コンプライアンス、技術研修 他） 年次：全社教育（技術研修、階層別研修、ISMS 研修 他） | | |

以上